

# 個別規程 IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービス

平成 30 年 8 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(最低利用期間)

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

## 第 2 条(利用資格)

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用するには、品目を回線提供タイプとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス(種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを除きます。)の契約者である必要があります。

## 第 3 条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的において IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用ことができ、自ら利用する目的で IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用してはならないものとしします。

2 契約者は、IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを第三者に利用させる場合においては、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの特定の通信が、当該サービスの課金対象から除外する等の目的で監視されることその他通信への関与が発生することについて、第三者の明示的な同意を得た上で、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとしします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとしします。

4 第 2 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとしします。

## 第 4 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービス契約の内容の変更を請求することができるものとしします。

(1) 通信ポリシー

(2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

## 第5条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

## 第6条(料金)

契約者が、IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第7条(保証の限定)

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

## 第8条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスの利用の状況について報告を求めることができます。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

## 附則

平成29年6月1日施行

この契約約款は、平成29年6月1日から実施します。

平成30年8月1日変更

この契約約款は、平成30年8月1日から実施します。

## 別紙1 IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスにおける料金

### [第6条関係]

1 初期費用

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 4 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額